

平成 27 年度

森永ミルク中毒事件

全国担当係長会議資料

平成 28 年 1 月 27 日（水）

厚生労働省医薬・生活衛生局  
生活衛生・食品安全部企画情報課

## 資料目次

- (公財) ひかり協会が行う救済事業に対する  
行政協力について . . . . . 1
- 森永ミルク中毒事件の概要について . . . . . 6
- 都道府県別森永ひ素ミルク被害者数一覧 . . . . . 7
- 公益財団法人ひかり協会救済資金推移表 . . . . . 8
- 公益財団法人ひかり協会の概要について . . . . . 9

## (公財) ひかり協会が行う救済事業に対する行政協力について

### 1 (公財) ひかり協会の事業内容について

(公財) ひかり協会(以下「協会」という。)は、昭和30年に発生した森永ひ素ミルク中毒事件の被害者の救済を目的として、「森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会」、森永乳業株式会社及び厚生省(当時)の三者の合意に基づいて、昭和49年4月に設立されたもので、厚生労働省としては、従来から協会の事業の円滑な推進のために積極的に取り組んできたところです。

協会の事業内容は、

- ① 被害者の継続的健康管理に関する事業
- ② 被害者の治療・養護に関する事業
- ③ 被害者の生活保障又は援護に関する事業
- ④ 被害者の教育及び保護育成に関する事業
- ⑤ 被害者の健康・生活・職業等の相談、判定及び指導に関する事業
- ⑥ 前各号の事業に関連する調査・研究の実施と公表に関する事業
- ⑦ 森永ひ素ミルク飲用者の認定に関する事業
- ⑧ その他目的を達成するために必要な事業

ですが、これらの事業について被害者から相談等があった場合には、協会地区センター事務所等又は本部事務局を紹介する等、協力方よろしくお願ひします。

### 2 被害者の救済事業について

(関連通知)

協会が行う森永ひ素ミルク中毒事件の被害者の救済事業については、かねてより御高配をいただいているところであり、平成25年2月27日付け食安企発0227第1号食品安全部企画情報課長通知「(公財) ひかり協会の行う事業に対する協力について(依頼)」(平成3年7月8日衛食第91号通知の一部改正)、平成25年2月27日付け食安企発0227第2号食品安全部企画情報課長・障障発0227第2号障害保健福祉部障害福祉課長通知「(公財) ひかり協会の行う施設入所等の取組に対する協力について(依頼)」(平成19年1月22日食安企発第0122001号・障障発第0122001号通知の一部改正)及び平成25年2月27日付け食安企発0227第3号食品安全部企画情報課長・老高発0227第1号老健局高齢者支援課長・高振発0227第1号老健局振興課長・老老発0227第2号老健局老人保健課長通知「(公財) ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の介護サービスの

利用等に関する相談への協力について（依頼）」により協力の依頼を行っているところですが、この趣旨を十分御理解のうえ、具体的には、施設入所やグループホーム等の利用希望被害者が円滑に入所・利用できるよう御協力をお願いします。

#### （対象者名簿）

森永ひ素ミルク中毒被害者は60歳代になられ、保護者の高齢化や社会情勢の変化等に伴い、救済事業は一層重要性を増しており、中でも障害のある被害者に対する救済事業は、保健福祉サービスの提供等の行政協力が当該事業を推進する上において必要不可欠となっています。

そのため、協会は救済事業の一環として、これら障害のある被害者の具体的なニーズを把握し、これらを記載した「森永ひ素ミルク中毒被害者等対策対象者名簿」を協会地区センター事務所等から関係都道府県窓口課に提出しているところです。

各都道府県で保管管理されている「森永ひ素ミルク中毒被害者等対策対象者名簿」について、個人情報取り扱い上、問題がなければ該当名簿の写しを被害者が居住する市町村に交付して頂きたい。

#### （連絡調整）

救済事業に係る行政協力を円滑に推進するためには、担当窓口課のみならず、医療、保健、障害福祉、介護保険等を所管する部局、保健所等の関係機関、障害のある被害者の存在する市町村の関係部局や都道府県労働局等極めて広範囲の行政機関並びに協会地区センター事務所等と十分な連絡調整を図ることが必要ですので、関係者による懇談会の開催等によって、定期的な連絡の場をもたれるよう特段の御配慮をお願いします。

また、提出のあった「森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者名簿」の保管及び活用については、プライバシー等個人情報の保護に十分留意しながら協議検討し、障害のある被害者に対して、適切な保健福祉サービス等の提供が行われるよう御配慮をお願いします。

なお、協会地区センター事務所等から当該連絡調整の場への参加の要望及び協会が主催する地域救済対策委員会等に出席依頼があった場合には、積極的に対応されるようお願いいたします。

#### （救済事業に関する計画）

関係都道府県市におかれましては、障害者の方々が円滑に障害者自立支援制度を活用していただけるよう、関係部局と十分な連携のもとに対応されるようお願いいたします。

また、協会においては、「40歳以降の救済事業」を効果的に進めるた

め、平成13年度から平成22年度を計画期間として策定された「第一次10ヵ年計画」が平成22年度をもって終了しました。現在は、平成23年度から32年度を計画期間とした「第二次10ヵ年計画」が策定され、現在この計画に基づいた2つのブロック年次計画（「すべての被害者の自主的健康管理を援助するブロック年次計画」及び「障害のある被害者の将来設計を実現するブロック年次計画」）が、平成26年度から進められておりますが、本計画が円滑に実施されるためにも、行政協力は必要不可欠となっておりますので、関係都道府県市におかれましては特段の協力をお願いいたします。

### 3 健康管理手当の収入認定について

平成27年11月27日付け生食企発1127第1号生活衛生・食品安全部企画情報課長通知「ひかり協会が「自立奨励金」の見直しにより創設した「健康管理手当」の周知と同手当の生活保護制度における取扱いについて」（平成26年8月28日食安企発0828第2号の一部改正）にて通知しましたとおり、ひかり協会が創設した「健康管理手当」は、生活保護制度上収入として認定しない取扱いとなりますので、必要な事務が円滑に進められるよう、関係者に周知していただきますようお願いいたします。

### 4 住所不明者の情報提供について

平成26年12月3日付け食安企発1203第2号食品安全部企画情報課長通知「森永ひ素ミルク中毒被害者の住所不明者の情報提供について（依頼）」にてお願いしております住所不明者の情報提供について、各自治体において通知の内容を踏まえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

### 5 障害福祉制度における給付と介護保険制度との適用関係

障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係については、社会・援護局障害保健福祉部企画課及び障害福祉課事務連絡（平成27年2月18日）によって、適用関係に係る留意事項が示されているところですので、再度、関係部局と連携の上、その運用に遺漏がないよう、ご対応をお願いいたします。

## 6 保健福祉サービス等に関する行政協力について

被害者のニーズは、被害者自身の加齢、保護者の高齢化等が相まって変化しており、介護のためのホームヘルパー等を必要とする重度な被害者から就職及び生活訓練の場を希望する被害者まで多種多様です。

各々の被害者のニーズに応えるためには、被害者の障害や症状に応じた的確な判断が必要なことから、医療、保健、障害福祉、介護保険等を所管する部局や保健所、福祉事務所等の関係機関や市町村、都道府県労働局等と連携しつつ、また、「森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者名簿」に記載された内容を踏まえ、積極的に対応されるようお願いいたします。

## 7 平成27年度「三者会談」の開催等について

第二次10ヵ年計画に係る行政協力の推進として、「障害のある被害者の将来設計実現の援助と自主的健康管理の援助に係る行政協力の促進」、「行政協力の仕組みづくりの推進」等について、厚生労働省、守る会、森永乳業株式会社及び協会の4者の構成メンバーで協議等を実施しております。

### (開催状況)

- ・平成27年6月5日(金)第155回「三者会談」救済対策推進委員会
- ・平成27年8月23日(日)第48回「三者会談」
- ・平成27年10月2日(金)第156回「三者会談」救済対策推進委員会
- ・平成27年12月4日(金)第157回「三者会談」救済対策推進委員会
- ・平成28年3月4日(金)第158回「三者会談」救済対策推進委員会(予定)

### (主な協議事項)

- ・計画相談支援におけるサービス等利用計画の作成率向上及び地域相談支援との一体的な提供に資する施策について
- ・障害福祉制度における給付と介護保険制度との適用関係に関連した、被害者に対するサービスの質及び量の確保に必要な施策について(重度訪問介護等)
- ・障害被害者の高齢化に伴う二次障害防止・緩和に関する施策について
- ・喫煙、がん等に関連した生活習慣病対策と今後の見通しについて
- ・救済事業に関する行政協力の重要性について

## 8 森永ミルク中毒事件全国担当係長の意義について

本会議は、協会が実施する救済事業を推進するために、各自治体の窓口となる、担当部署への情報共有を図ること等を目的としています。被害者の高齢化に伴い、救済事業への行政協力の重要性がますます高まる中、グループ討議での検討内容を含む本会議において示された情報を、内部関係部局及び管下市町村等の関係機関に対しても周知していただきたい。

## 森永ミルク中毒事件の概要について

### 1 事 案

昭和30年6月～8月、西日本の各府県（岡山県、広島県、京都府、大阪府、兵庫県など）において人工栄養の乳幼児の間に原因不明の発熱、頑固な下痢、汗疹様発疹、皮膚の異変などを主症状とした疾病が続発した。

### 2 原 因

森永乳業株式会社（以下「森永乳業」という。）徳島工場の製造によるMF印ドライミルクに、ひ素等の有害物質が混入したことによる。

### 3 被害者数

平成27年12月31日現在 13,442名

### 4 「三者会談」

被害者及びその親等は「森永ミルク中毒の子どもを守る会」（略称「守る会」）を組織し、昭和48年、国・森永乳業に対して民事訴訟を提起した。

昭和48年9月、訴訟とは別に、厚生大臣（大臣 斎藤邦吉）が「守る会」、「森永乳業」及び「国」の三者による話し合いを提唱し、第5回の三者会談（昭和48年12月23日）において、三者間で合意が成立し、以後は、これに沿って対策が講じられることとなった。なお、これに伴い民事訴訟は「守る会」の取り下げにより昭和49年5月に終結した。

### 5 （公財）ひかり協会

被害者の救済を図るため、三者会談での合意に沿って、昭和49年4月25日財団法人ひかり協会（以下、「ひかり協会」という。）が設立され、各種事業を実施している。概要は次のとおり。

※公益財団法人ひかり協会は、平成23年4月に財団法人ひかり協会から公益財団法人ひかり協会に移行した。

#### （1）事業

被害者の健康管理、治療養護、生活保障、保護育成等

#### （2）事業費等

「三者会談」における合意に基づき、被害者の救済及びひかり協会の運営に要するすべての経費は、森永乳業が負担している。

#### （3）支出額〔森永乳業負担額〕

平成27年度 約17億円

都道府県別森永ひ素ミルク被害者数一覧

(平成27年12月31日現在)

| 都道府県名 | 被害者数(人) |
|-------|---------|
| 北海道   | 22      |
| 青森県   | 0       |
| 岩手県   | 1       |
| 宮城県   | 8       |
| 秋田県   | 5       |
| 山形県   | 1       |
| 福島県   | 7       |
| 茨城県   | 26      |
| 栃木県   | 27      |
| 群馬県   | 6       |
| 埼玉県   | 80      |
| 千葉県   | 111     |
| 東京都   | 264     |
| 神奈川県  | 149     |
| 新潟県   | 2       |
| 富山県   | 4       |
| 石川県   | 10      |
| 福井県   | 71      |
| 山梨県   | 2       |
| 長野県   | 8       |
| 岐阜県   | 17      |
| 静岡県   | 28      |
| 愛知県   | 106     |
| 三重県   | 53      |
| 滋賀県   | 291     |
| 京都府   | 711     |
| 大阪府   | 1,798   |
| 兵庫県   | 1,493   |
| 奈良県   | 486     |
| 和歌山県  | 417     |
| 鳥取県   | 58      |
| 島根県   | 229     |
| 岡山県   | 1,823   |
| 広島県   | 2,041   |
| 山口県   | 434     |
| 徳島県   | 420     |
| 香川県   | 477     |
| 愛媛県   | 618     |
| 高知県   | 119     |
| 福岡県   | 620     |
| 佐賀県   | 31      |
| 長崎県   | 73      |
| 熊本県   | 138     |
| 大分県   | 36      |
| 宮崎県   | 8       |
| 鹿児島県  | 92      |
| 沖縄県   | 1       |
| 海外    | 20      |
| 合計    | 13,442  |

公益財団法人ひかり協会救済資金推移表

(単位：千円)

| 年度 | 会社負担金     |
|----|-----------|
| 49 | 348,955   |
| 50 | 480,268   |
| 51 | 549,009   |
| 52 | 627,750   |
| 53 | 687,490   |
| 54 | 765,221   |
| 55 | 799,756   |
| 56 | 829,895   |
| 57 | 900,619   |
| 58 | 988,527   |
| 59 | 1,009,516 |
| 60 | 978,188   |
| 61 | 1,127,409 |
| 62 | 1,082,100 |
| 63 | 1,110,360 |
| 元  | 1,183,500 |
| 2  | 1,265,997 |
| 3  | 1,307,729 |
| 4  | 1,369,485 |
| 5  | 1,413,239 |
| 6  | 1,411,649 |

| 年度    | 会社負担金     |
|-------|-----------|
| 7     | 1,406,476 |
| 8     | 1,368,916 |
| 9     | 1,407,609 |
| 10    | 1,404,941 |
| 11    | 1,498,632 |
| 12    | 1,519,938 |
| 13    | 1,497,811 |
| 14    | 1,520,763 |
| 15    | 1,556,593 |
| 16    | 1,575,590 |
| 17    | 1,608,585 |
| 18    | 1,693,561 |
| 19    | 1,692,642 |
| 20    | 1,710,058 |
| 21    | 1,706,529 |
| 22    | 1,713,981 |
| 23    | 1,671,689 |
| 24    | 1,663,454 |
| 25    | 1,678,474 |
| 26    | 1,614,440 |
| 27予算額 | 1,667,707 |

累 計 (27年度まで) 53,415,051

## 公益財団法人ひかり協会の概要について

1. 設立 昭和49年4月25日

2. 基本財産（平成27年3月31日現在） 6億4,094万円  
内、森永乳業寄付 昭和49年（協会設立時） 1億円  
昭和57年 1億円

3. 役職員の状況及び事務所所在地

○評議員 19人

○理事 9人（内訳：理事長1、専務理事1、常務理事2、理事5）

○監事 2人

○職員総数 65人

○本部事務局所在地 大阪市北区浪花町13-38 千代田ビル北館2階

○現地の事務所所在地 全国7地区センター〔東京、京都、大阪、  
岡山、広島、徳島、福岡〕

5出張所〔奈良、和歌山、島根、  
山口、愛媛〕

4. 事業内容

(1) 対象者数（平成27年12月31日現在） 総数13,442人  
〔確認 12,368人（92%）〕  
〔飲用認定 1,074人（8%）〕

(2) 主要な事業内容

①相談指導事業

○相談指導事業は、すべての被害者に対する救済事業の基本であり、被害者の自立と発達を促進援助する事業

②保健医療事業

ア. 検診事業

○基礎検診、がん検診、皮膚検診、歯科検診

イ. 医療事業

○保険診療を基本として、その自己負担分を給付

③. 生活保障援助事業

○障害を有し、自立が困難な被害者の経済的基礎、生活基盤をつくる。

- ・生活手当……………国民年金障害基礎年金1.2級受給者を対象
- ・後見・介護費……………障害が重度のため常時介護を要する場合（生活手当と併給）
- ・調整手当……………上記以外で、ある程度の障害を有する場合

④. 自立生活促進事業

- 障害のため、生活や労働に困難を有する被害者に対する援助事業
- 各種奨励金の給付

⑤. 飲用認定事業

- 森永ひ素ミルク飲用者を認定する事業

⑥. 調査研究事業

- 救済事業を推進させるための疫学研究及びその他の調査研究事業

5. その他

平成23年4月、財団法人ひかり協会から公益財団法人ひかり協会に移行。